

広島県教育委員会訓令第6号

県立学校

広島県立学校職員服務規程及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校職員服務規程及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する規則

（広島県立学校職員服務規程の一部改正）

第一条 広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部

を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条 この規程において「職員」とは、教育委員会が任命する県立学校の常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この規程において「職員」とは、教育委員会が任命する県立学校の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員をいう。</p>

（広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正）

第二条 広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事評価の実施等） 第三条（略） 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員は除く。） 二 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2（略）</p>	<p>（人事評価の実施等） 第三条（略） 一 非常勤職員（再任用短時間勤務職員は除く。） 二 非常勤職員（再任用短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2（略）</p>

附 則

（施行期日）

- この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の広島県立学校職員服務規程第二条の規定については、この教育委員会訓令の施行の日から令和十四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の広島県立学校職員服務規程第二条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

3 第二条の規定による改正後の広島県立学校職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の広島県立学校職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。